令和７年４月に小学校・中学校・義務教育学校に入学されるお子さん、
義務教育学校７年生に進級されるお子さん の保護者の方へ

就学援助『入学前応援金』の申請受付について

長浜市では、経済的にお困りの保護者を対象に、入学準備に必要な費用の一部を援助します。希望される方は、以下内容をご確認のうえ長浜市教育委員会に申請してください。

１．対象となる方　※次の（１）～（４）をすべて満たす方

（１）長浜市に住所を有する方（令和７年３月末日までに市外へ転出予定の方を除く）

（２）令和７年４月に滋賀県内国公立の小学校、中学校、義務教育学校に入学される児童・生徒の保護者、義務教育学校７年生に進級する生徒の保護者

（３）市民税非課税世帯の方、または令和５年中の世帯所得が市教育委員会の定める基準以下の方

※世帯の生計を維持する方の失業や長期療養、家庭事情の変動により所得が著しく減った場合は、教育委員会までご相談ください。

（４）生活保護の教育扶助を受けていない方

２．申請期間

令和６年 11 月１日（金）～11 月 29 日（金）　平日 8:30～17:15

３．申請方法

申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類（※裏面参照）を添付して、すこやか教育推進課（市役所本庁舎５階）へ提出してください。

※学校や園では受付していません。

※令和６年度就学援助費の受給認定を受けている小学校６年生の保護者の方を対象にオンラインでの申請を受付します。詳細は、市ホームページをご確認ください。

※申請書は担当課にあります。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

▲市ホームページ

４．審査結果

令和７年２月上旬頃に保護者あてに文書で通知します。

５．支給内容

（１）支給金額

新小学校１年生・義務教育学校１年生	57,060 円
新中学校１年生・義務教育学校７年生	63,000 円

（２）支給時期　令和７年２月中旬頃

（３）支給方法　保護者指定の銀行口座に振込みます。

６．必要書類

（１）**通帳またはキャッシュカードのコピー　※必須**

（２）住居がアパート・借家の方は、物件、契約者、家賃額（共益費、駐車場代を除く）がわかるもの　【例：契約書、重要事項説明書のコピー】

※　書類提出がない場合、家賃額は審査時に考慮されません。

（３）令和６年１月１日時点で長浜市に住民票がなかった方は、令和６年度所得証明書（コピー可）※生計を同一にする１８歳以上の方全員分

（４）住民基本台帳で同一世帯員を別生計（世帯員から除外）として申請する場合は、各世帯の同種同月の公共料金（電気・ガス・水道のいずれか）の領収書の写し

※　書類提出がない場合は、家族欄に記載がなくても住民票の世帯で審査します。

※　児童生徒（世帯員）の扶養者は同一生計として家族欄に記載し、市外在住者の場合は令和６年度所得証明書を添付してください。

（５）令和６年中に失業・家庭事情の変動・病気等により、所得が著しく減少した場合は次のもの

①世帯の経済状況等がわかる書類【例：離職票、直近３か月分の給与明細書】

②民生委員の意見（お住いの地域の民生委員へ状況を説明し、申請書裏面の「※担当地区民生委員意見欄」に意見を記入してもらってください。）

７．参考

【世帯の所得基準参考】※生計同一の世帯全員の総所得額が対象。２月時点の年齢で試算

世帯員数	世帯の状況	前年の所得
2人	親1人(32歳)、子1人(6歳)	1,480,000円
3人	両親(43歳･39歳)、子1人(6歳)	1,828,000円
4人	親1人(40歳)、子3人(12歳･10歳･5歳)	2,297,000円
4人	両親(45歳･43歳)、子2人(14歳･12歳)	2,306,000円
5人	両親(46歳･42歳)、子3人(14歳･12歳･6歳)	2,574,000円
6人	両親(48歳･43歳)、子2人(17歳･12歳)、祖父母(77歳･72歳)	2,679,000円

注意

・上記の所得基準はおおよその目安です。人数や年齢、小中学生がいるかなどの世帯構成の状況により、基準額が異なります。また、法令の改定により、基準額が変わる場合もあります。

・前年所得が未申告の場合は審査できませんので、所得の有無に関係なく、必ず申告してください。

５．入学後の就学援助費について

令和７年度就学援助の申請受付は、この申請とは別に令和７年３月から行います。

就学援助の認定者には、新入学学用品費（４月認定のみ）・学用品費・学校給食費・修学旅行費等を支給します。

※　入学前応援金を受給した場合、就学援助の「新入学学用品費」の支給はありません。

〈問合わせ先〉長浜市教育委員会すこやか教育推進課　0749-65-8606